

# 青森県報

第二千二百五十号

平成十五年  
十一月十日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名及び主たる事務所又は事業所の所在地の変更……………(税務課)…一

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………(同)…一

保安林の指定解除予定……………(林政課)…二

保安林の指定施設要件の変更予定……………(同)…二

右 同……………(同)…二

右 同……………(同)…三

### 公 告

土地区画整理組合の設立認可……………(都市計画課)…三

出先機関……………(同)…三

土地改良区の役員の内任……………(農林水産所)…四

## 告 示

青森県告示第七百十号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名及び主たる事務所又は事業所の所在

地について次のとおり変更があったので、青森県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第一項前段の規定により告示する。

平成十五年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	年月日
変更前	株式会社ながけん	秋田 紘	北津軽郡板柳町大字福野田字増田三〇	平成 七・七二五
変更後	株式会社ながけん	秋田 健幸 紘	北津軽郡板柳町大字福野田字増田三〇	
変更前	株式会社ながけん	永澤 健幸 裕幸	北津軽郡板柳町大字福野田字実田一の一	九・七一
変更後	株式会社ながけん	永澤 健幸 裕幸	北津軽郡板柳町大字福野田字実田一の一	
変更前	株式会社ながけん	永澤 健幸 裕幸	北津軽郡板柳町大字福野田字実田一の一	二・四・二六
変更後	株式会社ながけん	永澤 裕幸	北津軽郡板柳町大字福野田字実田一の一	

青森県告示第七百一十号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、青森県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十五年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社ながけん	永澤 裕幸	北津軽郡板柳町大字福野田字実田一の一	平成二五・一〇・三

青森県告示第七百十二号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

十和田市大字三本木字佐井幅二七五の二六、二七五の二七、二七九の一

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

青森県告示第七百十三号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十五年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一（一）指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南津軽郡碓ヶ関村大字碓ヶ関西碓ヶ関山一の一（国有林） 次の図に示す部分に限る。

（二）保安林として指定された目的

水源のかん養

（三）変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1） 次の森林については、主伐は択伐による。

字西碓ヶ関山一の一（次の図に示す部分に限る。）

（2） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（3） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（4） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

二（一）指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南津軽郡大鰐町大字居士字三ツ目内山二の一・大字早瀬野字西虹貝山一の一・大字島田字東虹貝山一の一（以上三筆国有林） 次の図に示す部分に限る。

（二）保安林として指定された目的

水源のかん養

（三）変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1） 次の森林については、主伐は択伐による。

字三ツ目内山二の一（次の図に示す部分に限る。）

（2） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（3） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（4） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第七百十四号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十五年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十六年三月十二日農林省告示第三百九十九号（一）に係るものに限る。）

昭和五十四年六月十六日農林水産省告示第八百四十三号

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法  
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び大鰐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第七百十五号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十五年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和四十三年十二月二十八日農林省告示第二千四百四号、昭和四十五年十一月二十日農林省告示第七百十号、昭和四十六年二月十九日農林省告示第二百八十五号、

昭和四十六年三月十二日農林省告示第三百九十六号、昭和四十六年三月十二日農林省告示第四百号

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法  
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

土地区画整理組合の設立認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第十四条第一項の規定により、青森市大野土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 組合の名称

青森市大野土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十五年十一月十日から平成二十三年三月三十一日まで

三 施行地区

青森市大字大野字鳴滝、同大字字笹崎、同大字字今井、同大字字山下及び大字安

田字若松の各一部

四 事務所所在地

青森市大字大野字鳴滝七七番地一

五 設立認可の年月日

平成十五年十一月四日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所及び青森市役所の掲示場に掲示

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鳴沢土地改良区から、次のとおり役員の前届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年十一月十日

西地方農林水産事務所長 小林 雅彦

役員別の	氏名	住 所	退任日の
理事	長谷川 萬之丈	西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字今須前田七の一	平成 一五年 九月 三

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
号 青森県

(印刷所・販売人)  
青森市古川二丁目一七番五号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭